

インフルエンサーを活用した動画によるSNS情報発信業務についての質問書の提出に対する回答書

No.	項目	質問内容	回答
1	<p>インフルエンサーを活用した動画によるSNS情報発信業務に係る公募型プロポーザル実施要領</p> <p>4. プロポーザル参加資格 → (5) 地方公共団体が発注するインフルエンサーを活用した情報発信業務を受託した実績があること。</p>	<p>地方公共団体の発注するインフルエンサーを活用した情報発信業務を受託したことがない場合は、参加（ご提案）の対象外でしょうか。</p> <p>企業の発注するインフルエンサー施策の受託実績はあり、実績公表が可能となります。</p>	<p>本プロポーザルについては、本実施要領の4. プロポーザル参加資格（5）に記載のとおり、「地方公共団体が発注するインフルエンサーを活用した情報発信業務を受託した実績があること。」が本プロポーザルに参加する要件となりますので、地方公共団体が発注するインフルエンサーを活用した情報発信業務の受託実績がない場合は、規定に従いお申込みをお受けできません。</p>
2	<p>二次利用範囲</p>	<p>二次利用される際の想定されるメディアを教えてください。</p>	<p>二次利用の範囲については、本村と受託者の協議のうえ、決定することを前提としており、本村においては、本仕様書の5. 委託業務の内容（4）動画投稿について3. 動画の二次利用についてに記載の通り、村の公式ホームページ、村の公式SNSアカウント（Instagram、YouTube）での二次利用を想定しています。なお、性質上、二次利用が困難と認められる場合は、本村と受託者が協議のうえ、利用の可否等を決定します。</p> <p>一方で本村の認める者が、二次利用をすることも想定しております。本村の認める者は、本事業において撮影に協力いただいた、観光施設や特産品の事業者を予定しておりますが、現時点では決定していないため、当該事業者が二次利用するメディアはお答えできません。</p>